「第８次医療計画等に関する意見のとりまとめ」抜粋

参考資料 2-1

（令和４年12月28日　第８次医療計画等に関する検討会）

３ 在宅医療

（１）在宅医療の提供体制

① 見直しの方向性

○ 今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の

体制整備を進める。

○ 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を

担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定する。

○ 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」との

連携を進める。

② 具体的な内容

（在宅医療の体制整備）

○ 国は、都道府県に対し、訪問診療及び訪問看護の必要量の推計や、小児の在宅医療

　について実態を把握するためのデータを提供する。都道府県は、国から提供を受けた

データを踏まえ、在宅介護の提供体制も勘案しながら、適切な在宅医療の圏域を設定

し、地域での協議・調整を通じて体制整備を進める。なお、訪問診療及び訪問診療の

推計については、現時点の受療率を元に算出するため、制約のある値であることに

留意する。

○ 具体的には、地域の実情に応じ、地域医療介護総合確保基金等も活用し、以下に

ついて取り組む。

・訪問診療における、医療機関間の連携やICTの活用等による対応力強化、これまで

訪問診療を担ってこなかった医療機関や新たに開業する医療機関の訪問診療への

参入促進等

・訪問看護における、退院に向けた医療機関との共同指導、医療ニーズの高い利用

者への対応、24時間体制、ターミナルケア等の機能や役割に着目した整備、事業所

間の連携、事業者規模の拡大、ICTの活用等による機能強化・業務効率化等

（「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う

拠点」）

○ 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を

担う拠点」の目標や求められる事項については、医療機関や当該拠点がそれぞれ

担うべき機能や役割を整理する。

○ 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を

担う拠点」を医療計画に位置付けることとする。

○ 医療資源の整備状況が地域によって大きく異なることを勘案し、「在宅医療に

おいて積極的役割を担う医療機関」以外の診療所及び病院についても、地域の実情

に応じて、引き続き、地域における在宅医療に必要な役割を担うこととする。

（圏域の設定）

○ 圏域を設定するに当たって、在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との

連携のあり方が地域によって大きく異なることを勘案し、従来の二次医療圏に

こだわらず、できる限り急変時の対応体制（重症例を除く。）や医療と介護の連携

体制の構築が図られるよう、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び

「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の配置状況並びに地域包括ケアシステムの

状況も踏まえ、市区町村や保健所圏域等の単位毎の医療及び介護資源等の実情に

応じて弾力的に設定することとする。

○ 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を

担う拠点」を圏域内に少なくとも１つは設定することとする。

（在宅医療・介護連携）

○ 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」が、同一

の実施主体となりうることも含め、両者の関係について明確にし、連携を進める。

○ 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の整備状況や「在宅医療・介護連携推進

事業」との連携について、実態把握と進捗確認を行う。

○ 在宅医療の体制整備においては、これまでの介護サービス基盤の整備状況や今後

　の見込みも踏まえる必要があることから、医療計画と介護保険事業（支援）計画の

整合性を図るため、医療計画策定の際に、都道府県や市区町村における医療・介護

の担当部局間で協議を行うこととする。

③ 指標の見直し（例）

・ 機能強化型在宅療養支援診療所数及び機能強化型在宅療養支援病院数

（２）急変時・看取り、災害時等における在宅医療の体制整備

① 見直しの方向性

○ 在宅療養患者の急変に適切に対応するための情報共有や連携を進める。また、

看取りに際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を進める。

○ 平時から在宅医療に係る関係機関の連携体制の構築を進めるとともに、災害時に

おける業務継続計画（BCP）の策定を推進する。

② 具体的な内容

（急変時・看取りの体制）

○ 在宅療養患者の急変に対応する入院医療機関としては、在宅療養支援病院、有床

診療所、在宅療養後方支援病院、二次救急医療機関等が想定される。在宅医療の関係

者間で情報共有や連携のあり方に関するルールを共有するため、在宅医療における

急変時対応に関係する機関として消防機関や後方支援を行う医療機関を明確化する

とともに、地域の在宅医療の協議の場への参加を促す。

○ 本人と家族が希望する医療・ケアを提供するにあたり、医療と介護の両方を視野

　に入れ、利用者の状態の変化に対応し、最期を支えられる訪問看護の役割は大きい

ため、訪問看護によるターミナルケアを受けた利用者数を指標例に追加する。

（災害時等の支援体制）

○ 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」については、引き続き、災害時

等にも適切な医療を提供するための計画を策定することとする。

○ 災害時においては、医療機関間や訪問看護事業所間等、また、医療機関、訪問看護

事業所、薬局、居宅介護支援事業所等の関係機関間、さらに市区町村や都道府県と

の連携が重要になることから、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」等において

平時から連携を進めるとともに、国が策定した手引きや事業等も活用しながら、

業務継続計画（BCP）の策定を推進する。

③ 指標の見直し（例）

・ 訪問看護によるターミナルケアを受けた利用者数

（３）在宅医療における各職種の関わり

① 見直しの方向性

○ 医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示による、在宅療養患者

への医療・ケアの提供を進める。

○ 在宅医療における各職種の機能・役割について明確にする。

② 具体的な内容

（各職種の関わり）

○ 在宅療養患者への医療・ケアの提供に当たり、医師・歯科医師の定期的な診察と

適切な評価に基づく指示により、患者の病態に応じて、適切な時期にサービスが

提供される必要がある。

○ 在宅療養患者の身体機能及び生活機能の回復・維持を図る観点から、口腔の管理、

リハビリテーション、栄養管理について、関係職種間での連携を推進する。

（訪問看護）

○ 退院に向けた医療機関との共同指導、医療ニーズの高い利用者への対応、24時間

体制、ターミナルケア等の機能や役割に着目した整備や、事業所間の連携、事業者

規模の拡大、ICT化等による機能強化、業務効率化等について、地域医療介護総合

確保基金等を活用し、地域の実情に応じて、取組を進める。（再掲）

○ 本人と家族が希望する医療・ケアを提供するにあたり、医療と介護の両方を視野に

入れ、利用者の状態の変化に対応し、最期を支えられる訪問看護の役割は大きいため、

訪問看護によるターミナルケアを受けた利用者数を指標例に追加する。（再掲）

（訪問歯科診療）

○ 在宅療養患者に対する口腔の管理は重要であり、歯科衛生士の機能・役割や訪問

歯科診療への関わりについて、次期指針における在宅医療の現状や医療体制の構築

に必要な事項の項目等に盛り込む。

○ 在宅歯科医療を進めるに当たり、歯科診療所と後方支援機能を有する歯科医療

機関との連携や医科歯科連携は重要な課題であり、「在宅医療において必要な連携

を担う拠点」も活用し、圏域内の状況を踏まえ、地域の在宅歯科医療の目指す姿に

ついて、関係機関等と共有しつつ、連携体制構築を進める。

（訪問薬剤管理指導）

○ 入退院時における医療機関等との情報共有をはじめ、関係機関との協力を通じて、

薬局と在宅医療に係る他機関との連携体制を構築することは重要である。多様な

病態の患者への対応やターミナルケアへの参画等の観点から、地域医療介護総合

確保基金等を活用し、医療機関等と連携して行われる研修や、カンファレンス等へ

の参加を通じて、在宅医療に関わる薬剤師の資質向上を図る。

○ 都道府県の薬務主管課と医療政策主管課が連携し、地方薬事審議会等を活用して、

麻薬調剤や無菌調剤等の高度な薬学管理が可能な薬局の整備状況や実績について

把握・分析を行い、在宅医療に必要な医薬品等の提供体制を整備する。

○ 地域連携薬局については、令和３年度に制度が開始されたばかりであり、都道府県

　によって認定状況に差があるため、地域連携薬局の在宅医療への貢献について、今後

調査を進めることとし、その結果も踏まえて、取組を検討する。

（訪問リハビリテーション）

○ 在宅療養患者が居宅において生活機能の回復・維持を図る観点からリハビリテー

ション提供体制の整備は重要であり、その機能・役割について、明確化する。

（訪問栄養食事指導）

○ 在宅療養患者の状態に応じた栄養管理を充実させるためには、管理栄養士が配置

されている在宅療養支援病院や栄養ケア・ステーション等の活用も含めた訪問栄養

食事指導の体制整備が重要であり、その機能・役割について、明確化する。

③ 指標の見直し（例）

・ 麻薬（持続注射療法を含む）の調剤及び訪問薬剤管理指導を実施している薬局数

並びに麻薬（持続注射療法を含む）の調剤及び訪問薬剤管理指導を受けた患者数

・ 無菌製剤（ＴＰＮ輸液を含む）の調剤及び訪問薬剤管理指導を実施している薬局数

並びに無菌製剤（ＴＰＮ輸液を含む）の調剤及び訪問薬剤管理指導を受けた患者数

・ 小児の訪問薬剤管理指導を実施している薬局数及び小児の訪問薬剤管理指導を

受けた患者数

・ 24時間対応可能な薬局数

・ 訪問リハビリテーションを実施している診療所・病院・介護老人保健施設・

介護医療院数及び医療機関から訪問リハビリテーションを受けた患者数

・ 訪問栄養食事指導を実施している診療所・病院数及び訪問栄養食事指導を受けた

患者数